

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年11月2日

【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ  
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)  
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
トーマス・ローズ (Thomas Rose)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、J.F.ケネディ通り33A  
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ  
ーグローバル・アロケーション (米ドル)  
ーグローバル・アロケーション (ユーロ)  
ーダイナミック・アルファ (米ドル)  
(UBS (Lux) Key Selection SICAV  
- Global Allocation (USD)  
- Global Allocation (EUR)  
- Dynamic Alpha (USD) )

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券  
グローバル・アロケーション (米ドル)  
クラスP-a c c投資証券  
円建クラスP-a c c投資証券  
グローバル・アロケーション (ユーロ)  
クラスP-a c c投資証券  
ダイナミック・アルファ (米ドル)  
クラスP-a c c投資証券  
ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・アロケーション (米ドル)

クラスP-a c c投資証券

16億8,000万米ドル (約1,832億円)

円建クラスP-a c c投資証券

1,373億9,000万円

グローバル・アロケーション (ユーロ)

クラスP-a c c投資証券

15億300万ユーロ (約1,808億円)

ダイナミック・アルファ (米ドル)

クラスP-a c c投資証券

12億1,250万米ドル (約1,322億円)

ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券

9億5,970万ユーロ (約1,155億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2020年1月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション (米ドル) クラスP-a c c投資証券については16.80米ドルに1億口、グローバル・アロケーション (米ドル) 円建クラスP-a c c投資証券については13,739円に1,000万口、グローバル・アロケーション (ユーロ) クラスP-a c c投資証券については15.03ユーロに1億口、ダイナミック・アルファ (米ドル) クラスP-a c c投資証券については121.25米ドルに1,000万口およびダイナミック・アルファ (米ドル) ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券については95.97ユーロに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=109.06円および1ユーロ=120.30円) による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年3月31日に提出した有価証券届出書（2020年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、2020年10月20日付で投資方針、投資リスクおよび課税上の取扱い等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が変更されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

（注）下線または傍線部は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 2 投資方針

###### （1）投資方針

<訂正前>

（前略）

###### ダイナミック・アルファ（米ドル）

サブ・ファンドは、幅広い分散投資およびダイナミックな運用に基づき成長余力を有する世界の金融市場に参加するために、上記の一般投資原則に従い投資を行う。アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、パフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるFTSE米ドル3か月ユーロ預金＋4.5%を用いる。サブ・ファンドの投資対象およびパフォーマンスは、ベンチマークとは異なることがある。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

###### ダイナミック・アルファ（米ドル）

サブ・ファンドは、幅広い分散投資およびダイナミックな運用に基づき成長余力を有する世界の金融市場に参加するために、上記の一般投資原則に従い投資を行う。アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、パフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるFTSE米ドル3か月ユーロ預金＋4.5%を用いる。その名称に「ヘッジ」が付く投資証券クラスに関して、為替ヘッジ型のベンチマーク（利用可能な場合）が利用される。

サブ・ファンドの投資対象およびパフォーマンスは、ベンチマークとは異なることがある。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがある。

（後略）

### 3 投資リスク

#### ① リスク要因

<訂正前>

(前略)

#### ABS／MBSの使用に伴うリスク

(中略)

サブ・ファンドは、ABS／MBSの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS／MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

#### 派生商品の利用

(後略)

<訂正後>

(前略)

#### ABS／MBSの使用に伴うリスク

(中略)

サブ・ファンドは、ABS／MBSの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS／MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

#### 債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）の利用に関連するリスク

投資者は、一部のサブ・ファンドが債務担保証券（CDO）として知られる一定の種類の資産担保証券、または原資産がローンである場合にローン担保証券（CLO）に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは原資産のプールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ（エクイティ・トランシェ）まで支払順位が順番に下がっていく。CDO／CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

#### 派生商品の利用

(後略)

### 4 手数料等及び税金

#### (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

#### ② ルクセンブルグ

(中略)

#### FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（i）米国の公認の裁判所が適用法に基づき信託財産の管理の全ての面において命令または判決を発行することを認められている場合、または（ii）一または複数の特定米国人が信託財産または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するかもし

くは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

<訂正後>

(前略)

② ルクセンブルグ

(中略)

**FATCAにより定義される「特定米国人」**

「特定米国人」という用語は、(i) 米国の公認の裁判所が適用法に基づき信託財産の管理の全ての面において命令または判決を発行することを認められている場合、または(ii) 一または複数の特定米国人が信託財産または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

**DAC 6 – 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請**

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU) 2018/822(以下「DAC 6」という。)が発効した。DAC 6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC 6に基づく約定は2020年7月1日までは適用されないが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの通知が必要な場合がある。同指令はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元を特定するアレンジメントおよび情報に関する詳細事項を含む。)に関する情報を、関連する現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、本投資法人は、報告要件の対象であるクロスボーダー・アレンジメントに関して知っているか、所有しているか、または、管理下にある情報を、権限を有する税務当局に開示することを法律によって義務付けられる可能性がある。この法律は、必ずしも濫用的租税回避であるとは限らないスキームにも関係する可能性がある。

## 第三部 外国投資法人の詳細情報

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

###### <訂正前>

###### (i) 純資産価格の計算

(中略)

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

(後略)

###### <訂正後>

###### (i) 純資産価格の計算

(中略)

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる (スイング・プライシング)。

(後略)